

清原工業団地排水処理施設
包括的維持管理業務委託
入札説明書

宇都宮市上下水道局

清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託（以下「本委託」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令（宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程（平成１９年企業管理規程第１号）その他の条例規則を含む。）の定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

１ 公告

令和６年１１月 ７日 宇都宮市上下水道局告示第 ５２ 号

２ 入札に付する事項

(1) 発注者

宇都宮市上下水道事業管理者

(2) 業務委託名

清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託

(3) 業務委託場所

宇都宮市清原工業団地

(4) 業務委託の範囲と内容

本委託の内容を以下に示す。なお、詳細は別に配布する「特記仕様書」によるものとする。

- ア 工業団地排水処理施設の運転操作、監視に関する業務
- イ 工業団地排水処理施設の設備の保守点検に関する業務
- ウ 工業団地排水処理施設の施設管理に関する業務
- エ 工業団地排水処理施設のエネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務
- オ 工業団地排水処理施設の環境計測に関する業務
- カ 工業団地排水処理施設の環境対策に関する業務
- キ 工業団地排水処理施設の修繕に関する業務
- ク 工業団地排水処理施設の物品等の調達及び管理に関する業務
- ケ 薬品、油脂類、消耗品などの物品調達・管理業務
- コ 工業団地内管きょの点検業務
- サ その他必要な業務

(5) 履行期間等

履行期間、業務準備期間、業務期間及び業務時間は以下のとおりとする。

ア 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

イ 業務準備期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ウ 業務期間

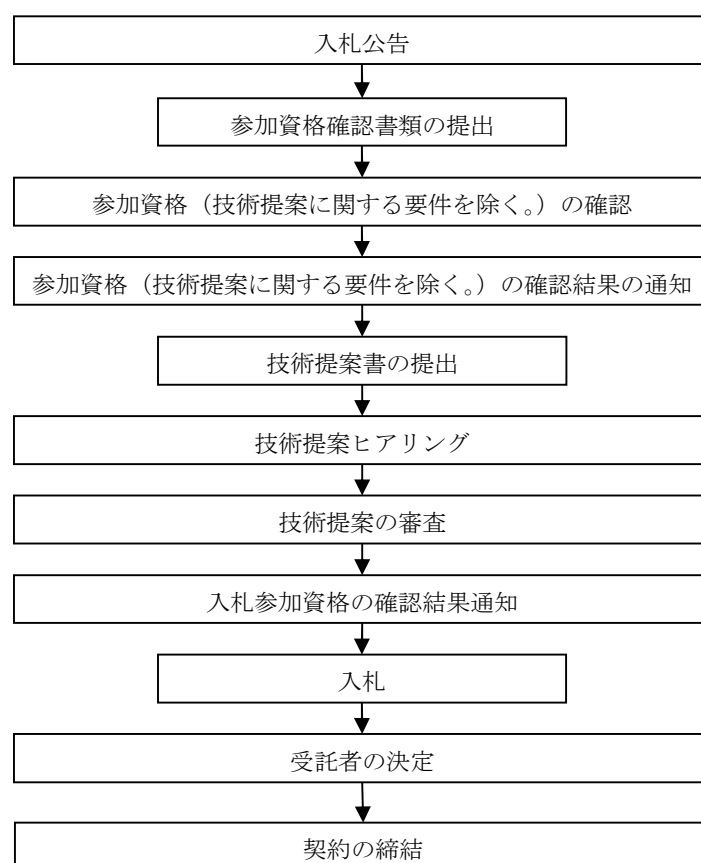
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

エ 業務時間

24時間終日通年

(6) 入札方式

本委託は、受託者の選定にあたって一般に公募するとともに、応募者の中から一定の資格要件を審査し、入札参加者を絞り込んだうえで入札により価格評価を行う制限付き一般競争入札を採用する。なお、入札公告から契約締結までの流れは図表1のとおりとする。



図表1 契約締結までの流れ

3 契約までの主なスケジュール

契約までの主なスケジュール（予定）を図表2に示す。

時 期	内 容
令和6年11月 7日（木）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和6年11月 7日（木） ～ 11月14日（木）	入札参加資格に関する質問書提出期間
令和6年11月21日（木）	入札参加資格に関する質問回答
令和6年11月 7日（木） ～ 11月18日（月）	現場確認及び資料閲覧申込期間
令和6年11月11日（月） ～ 11月25日（月）	現場確認及び資料閲覧期間 （確認及び閲覧回数は最大3回まで）
令和6年11月26日（火） ～ 12月 2日（月）	その他全般に関する質問書提出期間
令和6年12月 9日（月）	その他全般に関する質問回答
令和6年12月16日（月） ～ 12月20日（金）	入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類の 提出期間
令和6年12月27日（金）	入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の 通知
令和7年 1月 6日（月） ～ 1月10日（金）	技術提案書の提出期間
令和7年 1月30日（木） ～ 2月 6日（木）	技術提案書に係るヒアリング
令和7年 2月12日（水）	入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果の通知
令和7年 2月13日（木） ～ 2月19日（水）	入札書提出期間
令和7年 2月19日（水）	開札・落札者の決定
令和7年 2月26日（水）	契約締結期限
令和7年 4月 1日（火）	業務開始

図表2 契約締結までの主なスケジュール

4 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、入札参加資格の確認申請提出期限の日において、次に掲げる各号に示した要件を全て満たした単独企業又は2者を構成員とする共同企業体とする。

なお、本委託に係る入札参加資格を入札日までに欠くこととなった場合、又は入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

(1) 単独企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 令和3年度～令和6年度宇都宮市入札参加有資格者名簿の施設・設備等の維持管理業務の登載者で、営業品目に「施設の運転管理」の記載がある者。
- オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- カ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(2) 単独企業の資格要件

- ア 水処理、汚泥処理（焼却施設を含まない。）を一連とする日本国内の下水終末処理場等であって以下の条件を全て満たすものにおいて、維持管理業務の元請業者または共同企業体の構成員としての実績が、入札公告日時点で過去5年以内に継続して2年以上あること。
 - (ア) 供用開始後20年以上経過している施設であること。
 - (イ) 凝集剤を用いた処理方法により水処理を行っていること。
 - (ウ) 現有処理能力が15,000m³/日以上処理能力を有していること。
- イ 業務準備期間開始日までに、総括責任者及び副総括責任者として、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であり、その雇用関係が1年以上経過している者に限る。）を専任で配置できること。
- ウ 技術提案に関する要件の審査基準を満たすものであること。

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の結成要件は次のとおりとする。

- (ア) 共同企業体が２者により自主的に結成されたものであること。
- (イ) 各構成員の出資比率は３０パーセント以上であること。
- (ウ) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- (エ) 各構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の代表者を入札に参加する代表者とすること。

ウ 共同企業体の代表者が、（２）ア及びイの資格要件を満たすものであること。

エ 技術提案に関する要件の審査基準を満たすものであること。

５ 入札及び契約に関する事務を担当する部署

郵便番号 ３２０－８５４３

宇都宮市河原町１番４１号（宇都宮市上下水道局庁舎２階）

宇都宮市上下水道局 企業総務課 管理契約グループ

電話番号：０２８（６３３）３２４４

６ 本委託の具体的業務に関する事務を担当する部署

郵便番号 ３２１－０１１１

宇都宮市川田町２４０番地（川田水再生センター）

宇都宮市上下水道局 下水道施設管理センター

電話番号：０２８（６５６）５７７１

７ 入札説明書の取扱い

(1) 入札説明書等の公表

本委託における入札説明書は、宇都宮市上下水道局のホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

ホームページアドレス

http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/suidou_kouji/index.html

なお、併せて次の資料も公開するが、これらは、この入札説明書と一体をなすものであり、今後、宇都宮市上下水道局（以下「局」という。）及び入札参加希望者は、この入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、この入札手続きを進めることになるので、その内容を十分に確認すること。

ア	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	受託者選定基準
イ	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	様式集
ウ	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	委託契約書（案）
エ	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	仕様書
オ	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	特記仕様書
カ	清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託	業務要求水準書

(2) その他の資料，回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか，入札参加資格の審査の申請受付後，入札日までに入札参加資格の審査の申請者に提示しなければならない事項が発生した場合には，入札参加資格の審査の申請者に対する通知等により提示する。

局が提示する資料，入札説明書等に関する質問の回答書等は，入札説明書と一体をなすものとして取扱う。

(3) 局が提示する資料等の利用

入札説明書など局が提示する資料は，入札以外の目的で使用することを禁ずる。

(4) 入札説明書等を示す場所

前記 5 に同じ

8 入札説明書等に関する質問・回答

(1) 入札参加資格に関する質問・回答

入札参加資格に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

入札説明書に示された入札参加資格に関する質問を，「入札説明書等に関する質問書（様式第 1 号）」に内容を簡潔にまとめて記載し，前記 5 宛てに持参すること。電話，口頭等による質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和 6 年 11 月 7 日（木）から同年 11 月 14 日（木）までとする（市の休日を除く。）。

受付は午前 9 時から午後 4 時までとする。（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 回答の公表

(ア) 回答期日

令和 6 年 11 月 21 日（木）

(イ) 回答方法

質問者に対してファクスで回答するものとする。

(2) その他全般に関する事項の質問・回答

その他全般に関する事項の質問・回答を次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

入札説明書に示された入札参加資格以外の事項に関する質問を、「入札説明書等に関する質問書（様式第1号）」に内容を簡潔にまとめて記載し、前記5宛てに持参すること。電話、口頭等による質問は受け付けない。

受付期間

令和6年11月26日（火）から同年12月2日（月）までとする。

受付は午前9時から午後4時までとする（正午から午後1時までを除く。）。

イ 回答の公表

(ア) 回答期日

令和6年12月 9日（月）

(イ) 回答方法

質問者に対してファクスで回答するものとする。

9 入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類の提出（技術提案に関する要件を除く。）

本委託の入札参加を希望する者は、入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和6年12月16日（月）から同年12月20日（金）までとする（市の休日を除く。）。

(2) 提出場所

前記5に同じ

(3) 提出方法

入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類を提出場所へ持参すること。受付は午前9時から午後4時までとする（正午から午後1時までを除く。）。

(4) 提出部数

2部

(5) 提出資料等

ア 入札参加資格要件確認申請書（様式第2-1号又は様式第2-2号）

イ 清原工業団地排水処理施設包括的維持管理業務委託共同企業体協定書（応募者が

- 共同企業体の場合にのみ必要。)
- ウ 委任状（代表者に入札手続等を委任するもの。応募者が共同企業体の場合にのみ必要。)
- エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録の確認ができる資料
- オ 実績調書
入札参加資格があることを判断できる受託実績を記載すること。
- カ 実績調書の内容が確認できる書類
契約書等の写しによること。
- キ 総括責任者等選任書
資格及び雇用関係が確認できる書類
- ク 入札参加資格審査通知返信用封筒（長 3 号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、110 円切手を貼り付けたもの）

(6) その他

- ア 書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提出された資料に虚偽の記載があった場合は、本委託に関する入札参加資格を有するとの認定を取消し、また、宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

10 入札参加資格の確認（技術提案に関する要件を除く。）

(1) 確認手続

提出された入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類を審査し、前記 9（1）に定める入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類の提出期限の日をもって、入札参加資格を確認する。なお、入札参加資格を入札日までに欠くこととなった場合、又は入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

(2) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の通知

令和 6 年 1 月 27 日（金）までに、書面により通知する。

入札参加資格が無いと認定された者には、その書面に理由を付する。

(3) 理由の説明の請求

入札参加資格がないと認められた者は、次により宇都宮市上下水道事業管理者に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることが出来る。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

ア 請求の書面の提出期間

上記（２）の通知を受けた日から起算して２日（市の休日を除く。）以内。受付は午前９時から午後４時までとする（正午から午後１時までを除く。）。

イ 請求の書面の提出場所

前記５に同じ

ウ 回答

説明を求めた者に対し、令和７年１月１０日（金）までに書面により回答する。

１１ 現場確認等

現場確認を希望する者は、「現場確認申込書（様式第３号）」に必要事項を記入し、前記５まで持参し、事前予約を行うこと。

(1) 申込期間

令和６年１１月７日（木）から同年１１月１８日（月）までとする（市の休日を除く。）。

受付は午前９時から午後４時までとする。（正午から午後１時までを除く。）

(2) 現場確認及び資料閲覧期間

令和６年１１月１１日（月）から同年１１月２５日（月）までとする（市の休日を除く。）。現場確認及び資料閲覧回数は、最大３回までとする。閲覧に供する資料は下記に掲げるものとし、これらの資料の貸出しは行わないものとする。

ア 完成図書

イ 点検結果表

ウ 管理年報

エ 仕様書等に指示した資料

１２ 技術提案書

(1) 技術提案書の提出

前記１０に示す入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果通知を受領した入札参加者は、下記により技術提案書を提出すること。なお、技術提案書は図表３の技術提案書様式に従うものとする。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書

(イ) 入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果通知返信用封筒（長３号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、110円切手を貼り付けたもの）

イ 書式、提出部数

前記(ア)技術提案書については、提案項目の評価項目ごとに作成すること。

- (ア) 対応する様式は図表３のとおりとし、日本工業規格「Ａ４版」縦置き横書き左綴じ（図表等を使用する場合において「Ａ３版」を使用するときには、折り綴じること。）とする。
- (イ) 各項目について２ページ以内（フォントは１０ポイント以上）にまとめ、表紙を付したうえ、ファイルとして１冊に綴じ（ステープラーの使用は不可とする。）、１５部提出するものとする。
- (ウ) 明示のための図表、実績等を明らかにするための資料等は最小限度の範囲で添付してよい。
- (エ) 書類の審査において、局は、技術提案書の内容等の明瞭化作業のために、必要とする資料を請求することができるものとする。

提案項目	評価項目	様式
実施方針 ・ 体制	業務実施方針	様式第４－１号
	財政状況、業務実績	様式第４－２号
	業務実施体制	様式第４－３号
	リスク管理体制	様式第４－４号
	環境対策方針	様式第４－５号
	会社倫理	様式第４－６号
	安全衛生管理体制	様式第４－７号
運転管理 業務	運転管理計画	様式第５－１号
	組織体制	様式第５－２号
	水質管理体制	様式第５－３号
	緊急時の体制	様式第５－４号
	教育訓練等業務支援体制	様式第５－５号
保守管理 業務	保守点検計画	様式第６－１号
	修繕計画	様式第６－２号
	保安全管理体制	様式第６－３号
物品調達 管理業務	ユーティリティ調達・管理	様式第７－１号
	消耗品類の調達	様式第７－２号
その他	自社の技術的優位性等	様式第８－１号
	コスト縮減対策	様式第８－２号
	周辺住民、周辺環境への配慮	様式第８－３号

図表３ 技術提案書様式

ウ 提出期間

令和７年１月６日（月）から同年１月１０日（金）までとする。

エ 提出場所

前記５に同じ

オ 提出方法

提出場所へ持参すること。

受付は午前９時から午後４時までとする。（正午から午後１時までを除く。）

カ その他留意事項

- (ア) 費用負担

技術提案書の作成にかかる費用はすべて提出者の負担とする。

(イ) 著作権

提出者からこの入札説明書等に基づき提出される技術提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、局は本業務の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で利用できる。また、これらの書類等は非公開とする。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された技術提案書については変更できないものとし、また一切返却しない。ただし、審査に影響を与えないと局が判断する軽微な誤記等がある場合は、局が指定する期日までに適切に訂正するものとする。

(エ) 提示資料等の取扱い

局が提示する資料等については、技術提案書作成にかかる検討以外の目的での使用を禁止する。

(オ) 技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する技術提案書は無効とする。

- a 同一事項に対し2通り以上提出された場合
- b 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- c 著しく信義に反する行為があった場合
- d 入札提示額とは別に費用の負担を要する技術提案

(2) ヒアリングの実施

原則として、提案者ごとに技術提案書に関するヒアリングを実施する。なお、実施する日時及び場所は追って通知する。

ヒアリング実施の際、提案者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、ヒアリングに要する時間は、説明30分、質疑20分の概ね50分程度とする。

(3) 技術提案書の評価

技術提案書に関する評価は、「受託者選定基準」に示す。

(4) 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

ア 確認手続

提出された技術提案書に関する要件について入札参加資格を確認する。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果の通知

令和7年2月12日（水）までに、書面により通知する。

入札参加資格がないと認定された者には、その書面に理由を付する。

ウ 理由の説明の請求

入札参加資格がないと認められた者は、次により宇都宮市上下水道事業管理者に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることが出来る（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

(ア) 請求の書面の提出期間

上記イの通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内。受付は午前9時から午後4時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

(イ) 請求の書面の提出場所

前記5に同じ

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和7年2月19日（水）までに書面により回答する。

13 入札手続き等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 入札書提出期間

令和7年2月13日（木）午前9時から同年2月19日（水）午後2時まで

(イ) 開札

入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

宇都宮市河原町1番41号（宇都宮市上下水道局庁舎2階）

宇都宮市上下水道局企業総務課 入札書投函箱

ウ 入札の方法等

(ア) 入札者は、様式第9号の入札書を前記13(1)アに示す期日に前記13(1)イに持参し提出すること。

(イ) 開札の結果、後日再入札を行うことがある。

(ウ) 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え、撤回することができない。

(エ) 最低価格者が2者以上となった場合には、くじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

(2) 最低制限価格制度

適用する。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、提示された金額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(5) 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札書の所在地、商号又は名称および代表者氏名のない入札

ウ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない場合

エ 入札書の金額を訂正した入札

オ 一つの入札に対して、同一人が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札

キ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない入札

ク 前各号に掲げるもののほか、特に指定された入札条件に合致しない入札

(6) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項

不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

14 契約の締結

(1) 局は、落札者決定後、委託業務の契約を締結する。

(2) 契約保証金
免除する。

(3) 契約締結にあたり、落札者は、様式第10号の業務委託費内訳書を前記5に提出すること。なお、業務委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約の権利義務を生じるものではない。

(4) 落札者は、落札の決定を受けた日から7日以内に、契約書及び指定された添付書類を提出するものとする。

- (5) 落札者が、前号の期限内に契約書を提出しないときは、当該落札の効力を失う。なお、落札者が正当な理由がなく締結しない場合には、入札参加停止措置の対象となることがある。
- (6) 受託業者は、局と協議しながら、令和7年4月1日から円滑に業務を行うことが出来るように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

15 その他注意事項

- (1) 入札にあたって談合行為等を行い、契約を締結したことが判明した場合は、別紙契約書の規定に基づき、契約を解除し、違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがある。また、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

- (2) 入札を行った者は入札後、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程、宇都宮市上下水道局業務委託契約書約款、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 上下水道事業管理者が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において入札とは、公告から落札の決定までをいう。なお、当該入札のために要した費用を上下水道局に請求することはできない。
- (4) 入札を希望しない場合においては、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- (5) 入札参加資格の審査の申請者数及び入札参加資格の審査の申請者名は、入札執行後まで公表しない。
- (6) 本契約の履行に当たり、受託者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、市の発注担当課に報告を行うこととする。
なお、受託者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への通報を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。